

令和2年6月定例教育委員会会議録

- 1 期 日 令和2年6月3日（水）
- 2 場 所 市役所南別館3階委員会室
- 3 開始時間 13時30分
- 4 終了時間 15時20分
- 5 出席者
児玉教育長、赤松委員、中原委員、濱田委員、岡村委員
説明者
栗山教育部長、大田教育総務課長、深江学校教育課長、森重スポーツ振興課長、加藤生涯学習課長、大内山学校給食課長、武田美術館長、山下都城島津邸館長、岩崎高城地域振興課副課長
事務局
三角教育総務課副課長、椎屋教育総務課主幹、山崎教育総務課主任主事
- 6 会議録署名委員
赤松委員、岡村委員

7 開 会

◎教育長

それでは少々時間が早いです、ただいまから令和2年6月定例教育委員会を開催したいと思います。よろしくお願ひします。本日の委員会の終了時刻は、午後3時30分を予定しております。皆様方のご協力をお願ひいたします。

まず、市民憲章朗読です。事務局お願ひします。

8 会議録署名委員の指名

◎教育長

それでは、前会議録のご承認につきまして、皆様方のお手元に令和2年4月の定例教育委員会の会議録をお配りしております。本委員会終了後、各委員に署名をいただきたいと思ひますので、どうかよろしくお願ひいたします。

本日の会議録署名委員は、都城市教育委員会会議等に関する規則第15条の規定により、赤松委員、岡村委員にお願ひしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

9 教育長報告

◎教育長

それでは早速、教育長報告に入っていきたいと思ひます。事前にお配りしておりました教育長報告のレジメをご覧ください。

まずは悲しいお知らせでございます。前回の定例教育委員会が開催された後になりますが、5月9日、土曜日、市内中学校3年生がJR日豊本線の列車と接触し、尊い命が亡くなるという事案が発生してしまいました。衷心よりご冥福をお祈りしたいと思ひますが、ここで、哀悼の意を示すために、黙禱を捧げたいと思ひます。事務局よろしくお願ひします。

●教育総務課副課長

それでは、黙禱をしたいと思ひます。

黙祷。

[黙祷]

おなおりください。

◎教育長

ありがとうございました。ご着席ください。

なお、この事案につきましては、プライバシーに関わることですから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条7の規定により、この部分は非公開とさせていただきますが、よろしいでしょうか。

◎教育長

出席者の3分の2以上の賛同を得ましたので、ここから非公開といたします。録音を切ってください。

[非公開]

◎教育長

では引き続き、新型コロナウイルス感染防止対応に関する教育委員会の対応について、これまでのところをまとめましたので、ご報告いたします。

まず、(ア)としまして、児童・生徒の学習の遅れを取り戻すための夏季休業短縮についてでございます。これにつきましては、電話でお一人ずつお話をさせていただきました。ご了解いただき、誠にありがとうございました。

これまでの経緯でございますが、1回目の臨時休業が3月2日から3月26日の25日間、授業未実施の日には18日となります。そして、2回目、臨時休業が4月22日から5月10日の19日間、授業未実施の日数は9日でございます。3回目の臨時休業が5月11日から5月15日の5日間でございますが、このうち分散登校をした日がありますので、授業未実施は3日でございます。合わせますと30日が授業をしなればならなかった日に休校したという形になります。この30日分をどう取り戻すかということでございますが、本市の教育課程編成案を作成するために、5月13日に中学校の主幹教諭を、そして、19日に小学校の主幹教諭を呼びまして、教育委員会によるプロジェクト会議を実施しました。長期休業間の短縮や土曜授業等の実施の必要性につきましては、必ず履修しなければならない、子どもたちの頭の中に入っていかなければならないものを中心にしたがらのプロジェクト会議をさせていただいたところでございます。

プロジェクト会議においては、時間割編成の工夫や学校行事などの精選、実行性のある教育課程編成案について協議をすることができました。また、年度当初、4月から5月までにつきましては、家庭訪問等を予定していた学校が多いことから、不足する教科の授業時数ではなく、協議の結果、夏季休業における授業日を7日間ほど必要であるということで、授業時数は41時間を生み出せるということでございます。これにつきましては、裏面にありますその他(ウ)をご覧ください。実際にプロジェクト会議で出された各学校の意見を抜粋しておきました。その当時の学校の実態でございますが、授業者は、未習内容を補完するために、効率を重視した授業を実施しておりますので、まとめて2時間を1時間にできるものは縮めてやっているという状況です。

それから、臨時休業に向けての児童・生徒は、終日の学校生活に疲れている様子も見られるため、急に多くの学習内容を指導しても、習得できるか不安であるということで、ここは徐々に普通の学校生活に戻していこうという形になりました。

3番目ですが、算数・数学などは、児童・生徒の発達段階を考慮しても1回の授業で指導する内容には、限界がありますので、やはりきちんとその時間を追っていかねばならないだろうというようなはじき方をしてもらっています。

4点目です。授業日が少ない中で1学期の評価をし、7月22日に通知表を渡せるのか不安である。当然のことだろうと思います。中途半端に通知表は出さないということです。

5番目ですが、児童・生徒及び教職員は、夏休みも短縮をある程度覚悟していますというような、現場の雰囲気が出ました。

6点目です。夏休みの授業日数を早めに決定してもらおうと、今後の学習指導について見通しを持つことができるので、なるべく早く出していただけないかというようなことでございました。

そして、教育課程にかかるもので5点ここに出してあります。

年度初めは、行事等、学級活動の時数が増えてきますし、家庭訪問等の実施等を考えていたわけですから、こういうものが多いため、4、5月の授業については、教科の授業を4時間として計上している。そのため、例えば、臨時休業が1日となっても、履修するとなる教科は6時間ではなく4時間分というふうに、そこを狭く考えることができるということでした。

2点目です。小学校6年生が最も不足時数が多いことが判明しました。これが38時間分ありました。これは、7日間の授業で補完できるということで、補完できるところが先ほど言いましたように、41時間生み出されるわけですから、6.ちょっと何日間かの分が必ず必要というご意見でございました。

3点目です。夏休み中の授業については、給食が実施されないのであれば、午前中の授業実施が適当であるというご意見でした。弁当については、保護者の負担が多いということで、学校側に対する反発も多くなるのではないかとということです。

4点目です。1学期に中止となった行事、遠足、参観日、クラブ、中間テスト等があり、その分は既に授業に振り替えた学校が多い。つまりその分、もう使っていますよということでございました。

5点目です。児童・生徒の負担感と教職員の不安を最小限に抑えることが肝心であるということでお話があったところです。それらのことを問題点・課題等として、夏季休業中に給食の提供ができるかというところで、ここは栗山部長にご努力いただきまして、7日間は実施可能であるというような結論を学校給食課からいただきました。また、その中でも、高城学校給食センターですが、機械のメンテナンスが入っていて、8月3日から7日までは給食が提供できないというのが確定しているところです。土曜授業の実施については、校外のクラブ活動など、習い事に加入している児童・生徒がいることや教職員の振り替えを考えていけないといけません。振り替えを考えていくときに、これもなかなか大変な作業でございます。対応といたしましては、先日お知らせしたとおり、土曜授業は実施せず、小・中学校との夏季休業において、下記のように授業実数を設けるということで、7月27日（月曜日）から7月30日（金曜日）までの5日間、8月24日（月曜日）から8月25日（火曜日）までの2日間、合計7日間を短縮するという形にいたしました。給食及び部活動は実施いたします。これは協議中でございます。そして、夏季休業の短縮に伴い、夏休みの課題の分量を考えないと消化しきれなくなると思いますので、負担にならないよう、各学校で調整指導してもらうようにしました。

裏面にまいります。

各学校は、本市の教育課程編成案を参考にしながら、学校の実情に合う教育課程の再編成を行う。ですので、市教育委員会としては、この7日間は絶対6年生のためには必要なのでやってください。でも、足りないかもしれないとか、そういうところがあり、もしくは、新型コロナウイルスに感染することが怖くて学校に出せない疾患のある子どもさん、心理的になかなか学校に行けなかった子どもさんに対しては、対応しなければならないと思っておりますので、学校のほうでもそういうお子さんを把握して、対応していただくようお願いをしているところでございます。

なお、その期間のエアコンの使用方法については、ここには少しずつの換気が良いのか、休み時間に一斉に窓を開けたほうがいいのかということで、色々話をしてもらいましたが、結局のところ、常時、対角線に

おける窓を15センチ程度開けておくということに結論づけました。扇風機がついていますので、中の空気を攪拌しながら、対角線上を開け放しにして、エアコンをつけるというような状況で進んでいきたいと思えます。またこれにつきましては、状況も見ながら、今年の暑さも勘案しながら進めてまいりたいと思っています。

そういうことに伴いまして、この度、5月19日にガイドラインを再度改変しました。これにつきましては、市のホームページにも掲載されているのですけれども、変えたところだけを申し上げます。

全体で6点あります。1点目が、校内環境において、手洗い場の密集を避けるため、実際にはここが一番密集したそうです。登校初日当たりの様子を見ました。手洗いの実施時間の幅を持たせました。また、換気については、国のガイドラインを参考に、エアコンがついていないときでも、2方向の窓を同時に開けて行う。さらにマスク着用に伴う熱中症予防に関する記述を加えております。

2つ目です。保護者会の実施については、これまで不可としておりました。しかしながら、学級役員等が決まっていない学校も多数あり、学校の実情からは必要性が高いと判断される場合は実施できると、ここを変えております。

3つ目です。水泳指導については、1学期は実施しないということにいたしました。どうしても、3密の状態から逃れることが難しいという学校が多数あることがわかりました。着替えをするとき、更衣のときに、例えば、今の更衣室であれば、4人ぐらいしか入れないそうです。4人ずつその中に入れていって更衣をすると、それだけで水泳の時間は終わってしまうというような状況が考えられるし、空き教室の状況もなかなか難しい。ある学校は、一教室全部擦りガラス状にして、カーテンをつけて、そしてそこで女子を着替えさせるということも考えてみたようでございますけれども、私にとって、今、北九州の状況を考えてみれば、これはちょっと無理があると判断したところです。

なお、2学期が早く始まりますので、その分、プール指導ができないかどうかを今後考えていきたいと思えます。

そして4つ目でございます。部活動については、実施を可能といたしましたけれども、過度な負担がかかる運動を避けて、生徒任せにしない、生徒だけで活動をする場面も結構多いのですけれども、学校側で実施状況をしっかりと把握するようにしております。

5点目です。児童・生徒の席の間に可能な限り距離を置くこととしましたということで、いっぱいいっぱい教室を使ってもらおうという形にしました。

その他としまして、児童・生徒が感染のリスクを自ら判断し、これを避ける行動をとることができるように、児童・生徒に対して新型コロナウイルスに関する正しい知識やこれらの感染症対策について、発達段階でこういった指導を行うこととすることを明記しております。

ここまででございますけれども、新型コロナウイルス感染予防対策についてのご質問等ありましたら、お願いいたします。

それでは続きまして、生徒指導の状況についてお話しします。

これは4月分になりますが、あまり登校していない時期でございますので、考慮いただきたいと思います。

まず、非行等の問題行動でございますが、小学校2件、中学校1件でございます。小学校2件につきましては、1件が万引きでございます。これは、兄弟による万引きでございます。それから、あとのもう1件は、器物破損でございます。感情のコントロールが難しい子が教室から飛び出して、ケースの棚を蹴り、穴を空けております。その子につきましては、昨年度かなり大変だということで、本年度より特別支援学級に在籍することとなっております。自情学級でございます。また、関係機関との連携をとり、4月初めにケース会議、昨年と比べると安定して過ごせるようになっていそうでございますが、5月になり校長と話をしたときに、この子のことについては、朝食をとってこない、とらせてもらえないという部分がありまして、

今、それでうまくコントロールができない部分もあるのではないかとということで、補食を学校で準備をしているそうです。そういうような対応を、ちょっと特別な対応ですが、とらせていただきたいということでした。

続きまして、不登校ですけれども、11日間の中で不登校ということになります。小学校31名、昨年と同じ時期に4月全体で24名でしたので、かなり増加しています。中学校が94名、昨年同じ時期に丸1ヶ月やったときに85名なので、これも増えている状況です。なかなか厳しい状況が続いておりますし、今後、長い休みが終えた後でございますから、不登校については、非常に心配しているところでございます。

交通事故につきましては、小・中学校ともありませんでした。

いじめに関しては、小学校36件、中学校は3件という報告がありました。いじめについての報告の中で、際だっているのが、小学5年生のお子さんが自分の持ち物にうんちの絵を書かれてしまって、書いた本人、加害者はまだわかっていないというそういう事案がございます。ちょっと心配なところで、継続して見守っていきたいと思っております。

声かけ事案につきましては、いませんでした。

虐待案件につきましては、2件ございました。

ここまでで何かご質問はありませんでしょうか。

ちょっと時間が押していますけれども、もう1点だけ、少し嬉しいニュースでございます。

山之口中学校の当時2年生だった子が、大きな交通事故で脊髄を損傷して、旭川の病院に連れて、そこで処置を受けるという話をいたしました。その後の経過についてご説明をしたいと思います。

まず、事故に遭ったのは8月22日でございます。部活に行く途中、車と接触をしています。翌23日、これは宮崎医大のほうに運ばれているのですが、骨折についての手術を受けています。ですが、脊髄に損傷があるということがわかりまして、8月30日に札幌医大に転院をしています。ここで再生医療等のステミラックという方法を使って、本人の細胞から培養した脊髄を元に戻すという、国内ではここしかまだできないのですけれども、やっけていただきました。明けて、3年生になっているわけなのですけれども、5月6日に本人と父親と母親、医学療法士等が学校にお見えになりました。対応したのは山之口中学校の教頭先生と担任の杉先生でございます。

現状ですが、背骨が曲がってきているために矯正をして、リハビリをしないといけない。でも、少しずつ動くようになってきているというような状況です。その後、5月28日、午前中に退院をいたしました。その日のうちに給食に間に合うように登校し、午後からの高校説明会に参加したところでございます。本当に医療って素晴らしいのだなとつくづく思いました。ただ、本人は今、車椅子の状態でございます。これからリハビリを受けて歩けるようになっていかないといけないのです。ところが、今、車椅子だとそう危なくはないそうなのですけれども、歩くようになったらすぐ転びやすくなっているので、ここにつきましては、生活介助のための派遣を市のほうから出しております。通常の生活に戻るにはまだまだかかるかもしれませんが、自分の足で歩きたい、歩けるようになるというような形で頑張っているようでございます。

以上でございました。

○濱田委員

今の山之口中学校のお子さんは、中学校3年生になったのですね。1年遅れたということですか。

◎教育長

事故に遭ったのが2年生のときでしたので、そのまま進級をさせています。ただし、勉強の遅れがありますので、かなり勉強してもらわないといけないのですけれども、札幌医大でも勉強のほうはやっけていたみたいでございますので。

○濱田委員

今、中学3年生ですね。わかりました。ありがとうございました。

◎教育長

ほかにございませんでしょうか。

では、以上で、教育長報告を終了したいと思います。

10 議 事

【報告第36号】

◎教育長

では、議事に入ります。

本日の付議案件でございますが、報告8件、議案7件でございます。

まず、報告第36号を高城地域振興課の岩崎副課長にお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

●高城地域振興課副課長

高城地域振興課の岩崎です。よろしくお願ひします。

それでは、報告第36号の説明の前に、報告をさせていただきます。3月定例教育委員会で報告させていただきました報告第142号 都城市高城郷土資料館企画展「お城の鯉のぼり」につきましては、資料館が新型コロナウイルス感染拡大防止のため休館となったため、予定しておりました展示期間の途中、5月12日から5月17日までの実施となりました。あと、報告第143号 都城市高城郷土資料館イベント「お城de端午」につきましても、開催日が同じく新型コロナウイルス感染拡大防止のため休館になりました。そのため実施しておりません。

以上、報告させていただきます。

それでは、報告第36号 都城市高城郷土資料館「お城の七夕まつり 彦星展」の開催要項について、ご説明申し上げます。

関係資料でございますように、目的は五節の節句にちなみ、高城地区近隣の幼稚園、保育園、小学校等から七夕飾りを募集し、展示することにより、資料館のPR及び利用促進を図るものです。展示期間は、令和2年6月27日、土曜日から、7月7日の火曜日までの休館日を除く9日間です。通常の資料館展示品とともに時節にあわせた七夕飾りを展示することで、来館された方に資料館を楽しんでいただくための企画展です。募集作品は、笹または竹に飾りつけた高さ3メートル以内の七夕飾りです。募集締め切りは6月21日まで、展示にかかる費用は無料です。また、展示期間中、資料館に短冊を設置し、希望者に短冊を記入していただき、その短冊も飾ります。

なお、募集しました作品は、原則、返却いたしません。

以上で、報告第36号についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

◎教育長

ありがとうございました。

お城の七夕まつり、何かご質問等ありましたらお願いします。

報告、誠にありがとうございました。報告第36号を承認いたします。ありがとうございました。

●高城地域振興課副課長

ありがとうございました。

【議案第10号】

◎教育長

では、議案第10号を学校給食課長からご説明いただきます。よろしくお願いします。

●学校給食課長

学校給食課の大内山です。よろしくお願いします。

議案第10号 都城市学校給食センター運営審議会委員の委嘱について、ご説明させていただきます。

この審議会につきましては、都城市学校給食センター条例第5条第2項の規定により委嘱するものでございます。

資料のほうを1枚めくっていただきまして、そちらのほうに条例の抜粋が付けてございます。運営審議会の第5条ですけれども、そちらのほうに、教育委員会の諮問に応じて、学校給食センターの運営に関する重要な事項を調査、審議するために設置されるものでございます。委員につきましては、第2項にございますように、委員17名以内で構成し、次の各号に掲げる者のうちから委嘱するということになっております。

第1号が知識経験を有する者1名、こちらにつきましては、昨年度委嘱いたしました都城市学校給食センターに勤務経験のある栄養士の先生を予定しております。第2号、市立の小学校長及び中学校長6人ですけれども、こちらは校長会のほうからの推薦をいただいているところでございます。第3号、都城市学校給食主任部会の代表者1名、こちらのほうは第2号の校長会の推薦の方と重複しておりまして、その分が兼務ということになっております。第4号、市立学校のPTAの代表者、こちらは市P連のほうからの推薦をいただいているところでございます。そして、第5号、保健所、医師会及び薬剤師会の代表者3名となっておりますけれども、これもそれぞれの組織のほうから推薦をいただいているところでございます。委員の任期につきましては1年として、再任を妨げないということになっております。

資料を1枚めくっていただきますと、別紙ということで、今回委嘱を予定しております委員の名簿を付けてございます。1番が1号委員の知識経験者、2番から7番までが校長会からの推薦、8番から13番までが市P連からの推薦、14から16までがそれぞれの団体からの推薦ということになっております。そして、一番右側の欄のところに、新任、再任と書いてございますけれども、それぞれ再任と新任のほうで表記がしてございます。

以上で、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

◎教育長

ありがとうございました。

では、議案第10号につきまして、何かご質問等ありましたら、お願いいたします。

それでは、議案第10号を承認いたします。そのようによりよろしくお願いいたします。

●学校給食課長

ありがとうございました。

【報告第35号、議案第12号】

◎教育長

それでは、報告第35号及び議案第12号を都城島津邸館長からご説明いただきます。お願いします。

●都城島津邸館長

島津邸の山下です。それでは、報告第35号及び議案第12号についてご説明いたします。

まず、報告第35号「令和2年度都城島津伝承館企画展開催要項の制定について」をご説明いたします。

本企画展は、明智光秀を主役とした大河ドラマ「麒麟が来る」が放送されていることや、都城盆地を統一して都城島津家において顕彰されている八代北郷忠相の没後460年、北郷氏が最大の領域を誇ったときの

領主である10代北郷時久の誕生490年を記念して行うものです。戦国の世という激動の時代を生きた北郷忠相、忠親、時久の三代の領主に焦点をあて、その時代の都城の状況について、関連する資料を展示して紹介いたします。また、北郷三代と島津本家及び豊臣政権との関係についても外観しながら、戦国期における北郷氏の生きざまを見ていくというのが、今回の展示の趣旨であります。

展示会の名称ですけれども、「北郷三代、八代忠相、九代忠親、十代時久と戦国時代」で、展示期間は令和2年8月1日（土曜日）から10月11日（日曜日）までです。展示内容は、要項に示したとおり、四章立てで、まず、この時代の南九州及び島津家の動向について紹介いたします。その後に、都城盆地における動向を伊東氏との抗争を絡めながら紹介します。そして、最大の領域を誇り、内部の行政組織も整備されてきた時久時代について見た上で、島津氏の九州制覇に立ちはだかった豊臣政権との関係、服属過程を紹介していきます。

今回の主な展示資料については、写真で紹介しておりますのでご参照ください。

まず、この写真にはありませんが、国の重要文化財である「紺糸威紫白肩裾胴丸 大袖付」というものがあるのですが、これは北郷家の家老である津曲家に伝来したもので、島津義久から津曲家が拝領したものであります。これをまず展示したいと思っております。

また、北郷時久が秀吉に味噌を贈呈したことに対する礼状である「豊臣秀吉朱印状」、それから、鹿児島県立図書館所蔵の朝鮮出兵島津虎狩絵巻、それから同所蔵の「島津義弘書状」、これは、家老の伊集院久治に島津義弘が息子の忠恒に対して、今後も忠節を尽くすように求めた手紙です。そして、宮崎県指定文化財であります当館保管の「鉄錆地南蛮胴具足」等の展示を予定しております。

また、関連イベントとして、企画展講演会と展示解説講座を計画しております。しかし、新型コロナウイルス感染症対策である三密の回避を考慮して、例年開催しております企画展講演会については、現在のところ未定としております。また、展示解説講座なのですが、令和2年8月9日（日曜日）13時30分から15時30分に予定しておりましたが、5月1日にイベント開催に関する市の指針が示されまして、8月末までは市主催のイベント等は実施しないとなっていることから、この日程での実施は見送り、改めて9月以降の日程で調整したいと思います。なお、状況次第では、中止することも考えられます。

以上、第35号について説明を終わります。

続きまして、議案第12号「令和2年度都城島津伝承館企画展の観覧料の設定について」をご説明いたします。これは、報告第35号でご説明いたしました企画展の観覧料について定めるものでございます。企画展や特別展の観覧料については、関係資料にお示ししましたとおり、都城島津邸条例第8条第2項「都城島津邸において特別な展示を行うときは、有料とすることができる。この場合において、特別展示の観覧料の額は、教育委員会がその都度定めるものとする」に基づくものでございます。条文中の特別な展示というのは、通常実施している収蔵資料展以外の特別に実施する展示ということでございまして、企画展も収蔵資料展とは別に実施するものでございますので、これに該当いたします。今回の観覧料については、お示ししました資料のとおり、一般220円、大学生・高校生が160円とし、中学生以下については、積極的に学習等に利用してもらうことを意図しまして無料としております。カッコ内は20名以上の団体料金で、一般160円、大学生・高校生が110円でございます。

なお、過去の企画展の入館者数について、資料の一番最後に示しておりますが、平成29年度4,128人、平成30年度5,540人、令和元年度3,552人になっております。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

◎教育長

ご説明ありがとうございました。

それでは、報告第35号及び議案第12号につきまして、質問等がありましたらお願いいたします。

○赤松委員

質問ではありませんけれども、この島津伝承館の取り組みについては楽しみにしておりますので、充実した内容にしてくださいを期待します。

●都城島津邸館長

ありがとうございます。

◎教育長

ほかにご覧いませんか。よろしかったでしょうか。

それでは、報告第35号及び議案第12号を承認いたします。どうかよろしく願いいたします。

●都城島津邸館長

どうもありがとうございました。

【報告第34号、議案第11号】

◎教育長

それでは続きまして、報告第34号及び議案第11号を美術館長からご説明いただきます。よろしく願います。

●美術館長

美術館でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、まず、議案第11号のほうから説明させてもらってもよろしいでしょうか。それではまず、議案第11号 都城市美術展運営実行委員会要項の一部を改正する訓令の制定について、ご説明いたします。

まず、改定の理由をご説明いたします。最後に添付しております制定理由をご覧ください。

都城市美展は、昭和28年から始まった大変歴史のある公募展でございます。平成25年の第60回記念展から、新たな表現にも対応するために、従来の絵画、写真、書、工芸という部門をなくして統合いたしまして、総合的な観点から審査することといたしました。これに伴い、無鑑査制度も撤廃したところでございます。また、応募範囲も、従来の都城市、北諸県郡、曾於郡エリアから全国から応募できるようにいたしました。本来、要項を改正して実施すべきところではございましたが、新しい取り組みであったために、定着するまで要項の改正を見送ることとしておりました。今年度、67回を迎えるにあたり、取り組みが定着してきておりますので、今回要項の改正を行うものです。

では、具体的にご説明いたします。

新旧対照表をご覧ください。

まず、第1条中の「都城地域から広く」を、改正後には、「都城地域を中心に広く」と改めて、全国的な公募を可能にいたしております。次に、第2条第1項第3号中の「並びに委嘱作品規定」を、という文言を削除し、無鑑査制度を撤廃いたしました。次に、従来の部門をなくしましたので、第3条全文を削除いたします。次に、第2条の無鑑査を撤廃しましたので、第4条中の「過去の出品者に応じて、各部門ごとに無鑑査有資格者、」という文言を削り、この第4条を改正後に第3条にいたします。次に、第5条、第6条をそれぞれ第4条と第5条といたします。次に、部門をなくしましたので、第7条全部を削り、第8条を第6条に、第9条を第7条に改めるものでございます。

以上が議案第11号の説明でございます。

次に、報告第34号 第67回都城市美術展の開催についてでございます。

別紙をご覧ください。今年度9月19日（土曜日）から10月4日（日曜日）の会期で開催を予定しておりましたが第67回都城市美術展は開催を中止することといたしましたので、ご報告いたします。開催を中止す

る理由といたしましては、まず、色々方法を検討いたしました。作品搬入時の三密をどうしても避けることが難しいこと。次に、出品者の64%が60歳以上であり、感染した場合、重症化しやすいこと。また、審査員を県外の方をお願いしているため、感染状況次第で招へいできなくなる可能性があること。さらに、この議案を提出して以降、全国的に緊急事態宣言は解除されましたが、現在も新型コロナウイルスの終息は見通せておらず、第二波の懸念があることなど、市民の安全を考えますと、開催は困難であると判断したものでございます。

ただ、過去の出品者に引き続き創作活動を奨励するとともに、市民に美術鑑賞の機会を提供するという観点から、ウェブ開催ができないか、関係各課と協議を行ってまいりたいと考えております。ウェブ開催を実施する場合には、開催実施要項などをご報告させていただきます。

なお、この件につきましては、運営実行委員会委員の皆様には、5月下旬に文書で通知をしているところでございます。

以上、議案1件、報告1件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

◎教育長

ありがとうございました。

報告第34号及び議案第11号につきまして、質問やご意見等ありますでしょうか。

○濱田委員

ご説明ありがとうございました。

まず、報告第34号の参考資料がございますが、経費のところの欄の収入が2カ所あります。これは、ここに書いてある経費というのは支出から収入を差し引いた金額でしょうか。

●美術館長

収入と書いてある分につきましては、そこにありますように、三股町、志布志市、曾於市、大崎町などから協賛金をいただいております。それが収入として32万円ほどございます。(収入)というのは収入でございます。作品受け付けにつきましては、出品料として1,500円ずつ頂いておりますので、大体このぐらいの収入があるところで、支出の合計が3,258,000円で、すみません、ちょっとわかりにくいですね、申し訳ありません。

○濱田委員

ちょっと計算方法がわかりにくいので、後で確認をお願いします。

●美術館長

すみません。

○濱田委員

今回は中止なのですね。

●美術館長

はい、中止いたします。

○濱田委員

残念ですけども仕方ありませんね。

あともう1点、議案第11号「都城市美術展運営実行委員会の設置要項の一部改正」の内容です。今後は広く、全国に公募をかけるということになりますと、いろいろPRや積極的に呼び込むというような活動が発生すると思うのですが、その辺は何か考えておられるのですか。

●美術館長

一応、各県の県立美術館とか、そういうところにはポスター等をお送りして、掲示していただくようにはしております。

○濱田委員

都市圏とか、都城出身でなくてもいいということですか。

●美術館長

出身でなくても構いませんし、今まで他県から応募されている方、去年も神奈川とかがあったのですけれども、それは都城出身で、向こうの大学に行っている方なのですが、今原則、どこの出身でも、全国どこからでも応募できとなっております。

○濱田委員

業務が大変になると思います。

●美術館長

一応、原則、持ち込みなので、北海道からそれを持ってわざわざ来ることはないと思うのですが、先ほどの大学生も親に頼んで、親御さんが持って来られました。

○濱田委員

わかりました。ありがとうございます。

◎教育長

ほかにごいませんでしょうか。

私から一つ、よろしいですか。

市美展を開くといったところを中止したので、9月19日から10月4日までは、何も展示していない状況なのですか。

●美術館長

そのあたりにつきましては、どうするかを今、館内で検討中ではございますけれども、ウェブ開催がもし実現したならば、会場でそれを投影できるような形にしてみようかと。ただ、平和の祭典というのが次に予定しているのですけれども、その会期を第一から第三展示室まではその展示を延ばして、第四展示室でそういうこともやってみようかというのを、今、検討中ではございます。

◎教育長

前に展示してあったものの会期を少し延ばして、そして一角を預かっているものについて見せるというようなことですね。よくわかりました。ありがとうございました。

それでは、報告第34号及び議案第11号を承認します。どうかよろしく願いいたします。

●美術館長

ありがとうございました。

【報告第33号】

◎教育長

それでは報告第33号を生涯学習課長からご説明いただきます。よろしく願いします。

●生涯学習課長

生涯学習課長の加藤です。よろしく願いいたします。

説明に入ります前に、大変申し訳ありませんが、資料の差し替えをお願いいたします。ただいまお手元にお配りしております資料の最後のページになりますが、学校賞選考資料を付けておりますが、こちらの誤りで、平成30年度の資料を付けておりましたので、ただいま令和元年度の資料をお配りいたしますので、差し替えをお願いいたします。大変申し訳ございません。

それでは、生涯学習課の案件、報告第33号 令和2年度第25回都城市小学生読書感想文コンクール募集

要項の制定について説明いたします。

児童が本に親しみ、読書の楽しさや素晴らしさを体験し、その習慣化を図る読書推進の一環として、今年度も要項を定め、募集するものです。応募方法は、各小学校で事前審査の上、学年ごとに2点を限度に選考していただきます。ただし、500人を超える学校、現在6校ありますが、ここについては3点までとしております。なお、昨年度の実績を申し上げますと、応募総数は6,450作品で、約68%の児童が応募をしてくれております。応募期間は、夏休みに合わせて募集する学校と読書週間で募集する学校がありますので、9月25日から11月10日までとしております。

なお、応募の審査は、都城市・三股町合同研究会小学校国語部会及び退職校長会、学校教育課並びに生涯学習課等の社会教育指導員で行います。各賞の受賞は、来年1月中旬に通知し、都城教育の日にあわせて2月に表彰式を開催する予定としておりますが、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえながら、会場選定や表彰式の実施方法等については、今後検討してまいります。

また、入選作品集を作成し、入賞者や各小学校に配布するとともに、市のホームページ等でも公開いたします。

以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

◎教育長

ありがとうございました。その後の資料については、説明しなくていいですか。見ていただければいいですね。

●生涯学習課長

学校の選考資料等については、こういう結果で選んでいきます。

◎教育長

ありがとうございます。

それでは、報告第33号につきまして、ご質問等ありましたら、お願いいたします。

○岡村委員

すみません。説明ありがとうございます。

とても素晴らしい取り組みを都城でされているなと思って、嬉しく思っているところなのですが、子どもたちの参加人数、全体を通しますと68%となって、とても良いのですけれども、各学校の様子を見ますと、20%とか少ないところがありますので、そこを何とか底上げができないかなと思っているところなのですが、よろしく願いしたいなと思います。

●生涯学習課長

わかりました。その点についても、若干、触れるような内容でお願いをしたいと考えて、今回は対応させていただきます。ありがとうございます。

◎教育長

そうですね、50%を割っているところとかなりのパーセントのばらつきが、期限もあるでしょうけれども、よろしく願いいたします。

○赤松委員

これらの募集要項は、外に出て、学校に配布しているのですか。

●生涯学習課長

まだ出ておりません。今から案内等をしていきます。

○赤松委員

コロナウイルス感染症に対して心配なく取り組める素晴らしい活動だと思います。岡村委員からもご指摘がございましたが、できるだけ沢山の子どもがチャレンジして、こういう時期だからこそこれに取り組ん

で、力をつけていくような、そういう取り組みだと私は思っております。ぜひ、各学校が積極的に取り組んでいただくように各学校に対して担当課としても啓発するような形で進めていただければと思っております。

●生涯学習課長

ありがとうございました。今、委員のご指摘のとおり、そういうことを踏まえて、募集要項を配布したいと思います。ありがとうございます。

◎教育長

よろしく願いいたします。

ほかにはございませんでしょうか。

それでは、報告第33号を承認いたします。よろしく願いいたします。

●生涯学習課長

どうもありがとうございました。

【報告第32号】

◎教育長

それでは、報告第32号をスポーツ振興課長から説明をいただきます。よろしく願いいたします。

●スポーツ振興課長

報告第32号 臨時代理した事務の報告及び承認について、スポーツ推進員の委嘱についてご説明申し上げます。

4月の定例教育委員会で、スポーツ推進員43名の委嘱についてご報告いたしましたが、その後、欠員がありました山田地区及び高崎地区スポーツ推進員につきまして、後任者の推薦を地区体育協会にお願いしておりました。このたび、山田地区二宮茎子氏、高崎地区甲斐奈緒子氏の推薦がありましたので、残任期間の後任として、委嘱するものであります。

なお、残りの五十市と庄内地区の2地区の欠員につきましては、引き続き、地区体育協会にお願いしていく所存でございます。

以上で、説明を終わります。よろしく願いいたします。

◎教育長

ありがとうございました。

都城市スポーツ推進員の追加でございますけれども、ご質問等ありましたらお願いします。

それでは、報告第32号を承認いたします。ありがとうございました。

●スポーツ振興課長

ありがとうございます。

【報告第31号、報告第37号、議案第13号】

◎教育長

それでは、報告第31号、37号及び議案第13号を学校教育課長からご説明いただきます。よろしく願いいたします。

●学校教育課長

それでは、学校教育課報告事項につきまして、ご説明いたします。

報告第31号 令和2年度都城市教育支援委員会及び専門委員会の人選について。令和2年度の都城市教育支援委員会及び専門委員会について、別紙のとおり、人選を行いました。

令和2年度の都城市教育支援委員は10名、専門委員は支援委員を兼務されている方3名を含め、22名の人選を行いました。本年度新規で任命した教育支援員は2名、専門委員は5名になります。新規で任命した教育支援員2名は、川東小学校 柿木恵子校長、志和池中学校 前村伸一校長であります。続いて、新規で任命した専門委員5名は、祝吉小学校川畑恵理教諭、丸野小学校枇杷真由美教諭、山之口小学校石本貴子教諭、有水小学校井野勇教諭、庄内小学校出田智子教諭であります。

続きまして、報告第37号 都城市公立学校非常勤職員設置要項を廃止する訓令の制定についてであります。都城市公立学校非常勤職員設置要項の廃止について、ご報告いたします。

令和2年4月1日より、一般職の非常勤職員の任用等に関する制度が明確化され、さらに、会計年度任用職員が創設されました。これに伴い、都城市公立学校非常勤職員設置要項に規定する非常勤職員については、県が新たに「公立学校における会計年度任用職員取扱要領」を制定し、その要領に基づき任用することとなったため、制定日の令和2年4月1日で遡及し、廃止するものでございます。

続きまして、議案第13号 都城市立学校管理運営規則の一部を改正する規則の制定について。

本議案は、都城市立学校管理運営規則の一部改正について、ご審議をお願いするものです。

新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業が長期化したことにより、夏季休業を短縮し、授業日に充てる必要があることから、都城市立学校管理運営規則第9条第3項の改正を行うものでございます。本条第1項第3号から第6号までの規定による休業日の期間は、休業日の変更申請書により教育長の承認を経て変更することができますが、年間における総日数の変更はできない規定となっております。今回の改正により、非常変災その他、やむを得ないと教育長が認める場合の除外規定を追加し、年間の休業日数の変更を可能とするものでございます。

以上で、学校教育課の報告及び議案の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

◎教育長

ありがとうございました。

それでは、報告第31号、37号及び議案第13号につきまして、ご質問等、ご意見等あればよろしくお願いいたします。

それでは、報告第31号、37号及び議案第13号を承認いたします。

どうかよろしくお願いいたします。

●学校教育課長

ありがとうございました。

◎教育長

ここでしばし休憩を取りたいと思います。再開は3時からでよろしいですか。

【報告第30号、報告第8号、議案第9号】

◎教育長

それでは、休憩前に引き続き報告第30号、議案第8号及び議案第9号を教育総務課長からご説明お願いいたします。

●教育総務課長

教育総務課でございます。

初めに、報告第30号 専決処分した事務 都城市教育委員会名義後援、共催についてご説明いたします。

次のページをお開きください。

名義後援、共催につきましては、令和2年4月20日から5月15日までに承認したものでございます。上段が名義後援2件を承認しております。今回、承認いたしました2件につきましては、全て、これまでに承認したことがある事業、団体でございます。No.5 あいあい教室都城につきましては、県内の視覚障がい者児童・生徒から一般の方々までを対象に、主催者である明星視覚支援学校の紹介や教育支援に関する相談コーナーの設置、視覚支援についての情報提供等を行う事業になっております。開催時は、室内での実施となりますが、会場定員の半分以下で行う予定としており、密にならないよう徹底をお願いしているところでございます。下段が共催で5件を承認しております。内訳につきましては、5件全て学校教育課分となっております。

なお、承認いたしました行事につきましては、本市で新型コロナウイルスによる感染が確認された場合は行事を中止する旨の同意をいただいております。また、開催時は、定期的な換気及びマスクの着用等、新型コロナウイルス感染症予防の対策を徹底していただくようお願いしているところでございます。

次のページをお開きください。

市及び教育員会では、新型コロナウイルス感染症予防のため、当面の間、名義後援の承認につきましては、取り扱いを変更しているところでございますが、5月14日に本県の緊急事態宣言が解除されましたことを受け、申請時に添付していただく文書の内容を一部変更しております。主な変更内容といたしましては、3今後の対応をご覧ください。それまでは市外で開催される行事の名義後援については、当分の間、申請は受け付けないこととしておりましたが、今後、6月1日以降に市外で開催される行事につきましても、申請を受け付けることとなりました。また、行事等で感染予防の徹底をお願いすると共に、本市において新型コロナウイルス感染症の感染者が確認された場合、または他自治体において新型コロナウイルス感染症の感染者が確認された場合であって、本市にも影響があると判断した場合は、名義後援を取り消すこととしております。

裏面の同意書でその内容が記載されているところでございます。共催につきましても、名義後援同様、新型コロナウイルス感染予防の対策を徹底するよう指導し、状況によっては施設等が使えなくなる可能性があることも告げております。

以上で、報告第30号の説明を終わります。

次に、議案第8号 令和2年度都城市教育委員会外部評価委員の委嘱について、ご説明いたします。

都城市教育委員会外部評価委員規定第3条により、宮内孝氏、久保田賢一郎氏の2名を都城市教育委員会外部評価委員に委嘱するものでございます。

次のページをご覧ください。

宮内先生、久保田先生ともに前年度に引き続き委員をお願いするものです。任期は、委嘱の日から令和3年3月31日までといたします。

以上でございます。

次に、議案第9号 令和2年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検評価の実施要領の制定について、ご説明いたします。

次のページをご覧ください。

都城市教育委員会では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、毎年、教育委員会の権限に属する事務の全般において、その管理、執行状況の点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出及び公表することとなっております。また、点検及び評価につきましては、教育に関して、学識経験者の知見の活用を図ることとされており、議案第8号でご説明申し上げました都城市教育委員会外部評価委員設置規定に基づき、2名の方に委員を委嘱し、点検評価をお願いしているところで

ございます。

2の具体的な点検評価の方法の表をご覧ください。表の1項目の教育委員会の会議の運営等、教育委員の活動状況につきましては、教育委員会会議録や教育委員の皆様の活動状況等から自己点検していただき、その後、外部評価委員に点検・評価していただいております。表の2項目は、これまでは前年度当初予算に計上された事務事業について、担当課においてその達成度に基づき、それぞれ5段階評価で自己点検を行い、外部評価委員とのヒアリングを実施し、点検・評価をいただいているところでございます。

本年度はさらに、都城市教育振興基本計画の「施策推進のための管理指標」及び都城市総合計画の「重要業績評価指標」に掲げております指標の進捗管理の課題等を整理し、その後、外部評価委員とのヒアリングを実施し、点検・評価をいただきたいと考えております。下線の部分が追加する部分になります。

続きまして、今後のスケジュール等につきましては、次頁のような流れで行ってまいります。

以上で、議案第9号の説明を終わります。

以上で、教育総務課の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

◎教育長

ありがとうございました。

報告第30号、議案第8号及び議案第9号を説明してもらいましたが、ご質問等ありましたら、よろしくお願いいたします。いかがでしょうか。よろしかったでしょうか。

○中原委員

今、ご説明いただきました議案第9号なのですけれども、内容ではなくて、お伺いしたものがあまして、この評価シート、外部評価委員の方々からのご意見や提言などは、各課長様方もお目通しいただいているのでしょうか。

●教育総務課長

各課で見えていただきまして、ホームページ等でも公表しております。

○中原委員

ありがとうございます。色々と大変貴重なご意見等々も載っていたり、都城市の教育委員の取り組みを市民の評価など、貴重なご意見等もいただいております。そういうものも評価いただくと、次の醸成につながるかなと思っていたところで、お伺いしたところでした。

◎教育長

ありがとうございました。

ほかにごございませんでしょうか。

○濱田委員

今、中原委員が言われたのですけれども、宮内委員の2番、教育委員会が管理・執行を教育長に委任する義務があるというところで、宮内委員の提言は、教育の日の推進事業に別の事業を絡めたらどうだということで、これはすごく良い意見だなと思いました。今、課長さん方が目を通す過程のご質問ありましたけれども、ぜひ、見ていただいて、中を吟味していただいて、できることはやれるような方向を検討していただければと思っております。

●教育総務課長

ありがとうございます。

◎教育長

よろしく申し上げます。

ほかにごございませんでしょうか。

それでは、報告第30号、議案第8号及び議案第9号を承認いたします。どうかよろしくお願いいたします。

す。

○教育総務課長

ありがとうございました。

【議案第14号】

◎教育長

それでは、議案第14号を教育部長からご説明いただきます。よろしくお願ひします。

●教育部長

それでは、議案第14号 令和2年度6月補正予算について。

2枚目の令和2年度6月補正予算の歳出状況の資料をご覧ください。表の右から二列目、今回の補正額になりますけれども、全体で3億113万8千円の増額補正を教育委員会のほうで行うものでございます。課ごとの内訳といたしましては、教育総務課が114万1千円、学校教育課が2億8,428万5千円、文化財課が63万8千円、学校給食課が1,051万円、高城地域振興課が100万円、山田地域振興課が356万4千円、それぞれを増額補正するところでございます。

主なものにつきまして、具体的にご説明申し上げたいと思います。

5枚ほどめくっていただきたいと思います。

委員会説明資料というものが付いておりまして、その右方上に25ページと書いてあるところをお開きいただきたいと思います。上段、それから下段ともに新型コロナウイルス対策費といたしまして、市内の全ての小・中学校に趣旨 消毒液、非接触型の体温計を購入することに要する経費を、国の補助金等を活用いたしまして、新たに増額補正をするものでございます。

次に、26ページの下段と次のページの27ページの上段、小・中学校のICT化の推進事業につきまして、今回は小学5年生、6年生と中学1年生を対象にいたしまして、国の補助金を活用いたしまして、一人一台のパソコンの端末の整備をするための経費を増額補正するところでございます。

次に、29ページの上段をご覧くださいと思います。これが都城学校給食センター管理運営費につきまして、新型コロナウイルスによりまして、学校を臨時休業したところでありまして、これにおきまして、学校給食の食材費の違約金等の増額補正をするということでございます。

以上の歳出補正に伴いまして、歳入補正の増額補正も同時に行っているところでございます。

なお、1点だけ説明を申し上げますと、議案の表紙の次のページをご覧くださいと思います。6月補正予算の歳入の一覧表があると思います。これをご覧くださいと思います。生涯学習課の欄をご覧くださいと、今回、匿名の方から1千万円の指定寄附がございましたので、その分の歳入補正を行うものでございます。これにつきましては、今後、こども基金に積み立てをいたしまして、図書の購入費、そういったものに活用していく予定でございます。

以上で、今回の6月補正予算につきまして、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議ください。

◎教育長

ありがとうございました。

それでは、議案第14号につきまして、ご質問等ございましたら、よろしくお願ひいたします。

◎教育長

よろしかったでしょうか。それでは、議案第14号を承認いたしますので、どうかよろしくお願ひいたします。

11 その他

◎教育長

では、報告、議案につきましては全て終了いたしました。

その他、各課の連絡事項よろしくお願いたします。

日程等の調整等はありませんでしょうか。

●教育総務課主任主事

教育総務課の山崎です。私のほうから、本日開催しております6月定例教育委員会以降の委員の皆様にご出席いただきます行事等について、連絡させていただきます。

裏面をご覧ください。

7月1日になります。7月の定例教育委員会が、こちらの委員会室のほうで13時30分から予定しております。

続きまして、7月3日、それから、7月10日、7月20日、この3日間で、学校経営ビジョン説明会を予定しております。9時35分からそれぞれ時間等が決まるのですが、この説明会のほうにも委員の皆様にご出席をいただきたいと。学校教育課のほうから案内のほうが改めてあったと思いますので、ご確認のほうをよろしくお願いたします。

続きまして、7月16日です。臨時の教育委員会を予定しております。10時から12時の予定です。会場としましては、4階の研修室、こちらを会場確保しておりますので、毎月の定例教育委員会の会場と異なりますので、ご注意をよろしくお願いたします。

続きまして、7月22日（水曜日）です。13時30分から第1回総合教育会議を予定しております。こちらにつきましても、また案内は総合政策課のほうから出席の依頼をお送りします。確認のほどよろしくお願いたします。

委員の皆様にご出席いただきたい行事につきましては以上となります。よろしくお願いたします。

◎教育長

ありがとうございました。

そのほかには連絡事項はありませんか。

では、次回は7月1日ということで、今、話がありました。また、臨時教育委員会は、教科書採択関係でございます。どうかよろしくお願いたします。

以上をもちまして、令和2年6月定例教育委員会を終了いたします。ありがとうございました。